

日本学生支援機構
大学院第一種奨学金採用者 各位

学務部学生支援課

特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度について

大学院において日本学生支援機構（以下、機構）第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中特に優れた業績をあげた者として機構に認定された場合は、貸与終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度が設けられています。

認定については、専攻分野に関する論文その他文部科学省令で定める業績の総合的な評価により、まず学内選考委員会において推薦者が決定され、その推薦者について機構において評価・決定されることとなります。（本学の「業績評価の基準」は別表のとおりですのでご参照ください。）

貸与終了時に返還免除を申請するにあたっては、所定の申請書及び優れた業績であることを証明する書類を添付する必要があります。申請を希望する学生は、貸与期間中の業績について日頃から証明書類を保存しておくなど、準備しておくことで申請時に便利です。

なお、本制度に申請できるのは、貸与終了（予定）年度のみで、それ以外は申請できません。貸与期間の満期を迎える前に奨学金を辞退する場合（日本学術振興会の特別研究員採用、退学、自己都合など）は、特にご注意ください。申請要領は例年12月下旬または1月上旬に掲載します。受付期間は1月または2月上旬の見込みです。この締切は全員共通で、締切日以降の年度内に急遽辞退・退学を決定した場合においても、返還免除申請を別日程で受け付けることはできません。

※令和5年度以降、大学院博士後期課程において新たに第一種奨学生として採用され、科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」による支援（本学における「高度人材育成博士フェローシップ」、「殻を破るぞ！ 越境型理工系博士人材育成プロジェクト」、「Tokyo Tech 総合知と癒しの次世代フロントランナー育成プログラム（Tokyo Tech SPRING）」、「Tokyo Tech トップレベルAI研究のための共創型エキスパート人材育成プログラム（Tokyo Tech BOOST）」）を受けた者は、機構の「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」の申請対象外です。

本制度に関する昨年度の募集については、下記学生支援課HPをご覧ください。

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/repayment>

<お問い合わせ先>

所属キャンパスにより異なります。詳細は次のリンクを参照してください。

【日本学生支援機構奨学金担当窓口】

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/contact>

「業績評価の基準」

(別表)

業績評価は当該各項各号に掲げる評価項目により、各研究科等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。

なお、細目は各研究科において別に定めることができるものとする。(評価項目は「推薦理由書」(様式2)に対応している)

文部科学省令の業績種類 〔支援機構が定める評価基準〕	大学が定める評価項目	
	(1)大学院における教育研究活動等に関する業績	(2)専攻分野に関連した学州における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 〔学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること〕	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
2 特定の課題についての研究の成果 (大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条)〔特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること〕	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
3 著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) 〔前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること〕	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等で紹介され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
4 発明 〔特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること〕	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
5 授業科目の成績 〔講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること〕	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
6 研究又は教育に係る補助業務の実績 〔リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること〕	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により、学外での研究成果が高く評価された場合
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
8 スポーツの競技会における成績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること〕		①専攻分野に関連しボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

業績種類の例及び証明書類について

2024.4 学生支援課

各業績種類に該当する主な業績の例、および証明書類例を以下にあげます。いずれの業績においても、**申請者本人の氏名、日時等が確認できること**を要します。確認できるものがないときは、関係書類とともに、申請者の業績、活動を証明できる立場にある第三者による証明書を作成してもらってください。証明書類の提出がない場合は、業績として認められません。個々の教育研究活動がどの項目に該当するか判断しかねる際は、担当窓口までご相談ください。

評価対象となるのは、当該課程で奨学金を貸与開始から終了までの期間(休止期間がある場合は休止期間を含む)の業績です。貸与期間中の留学、休学等により貸与終了と課程修了が異なる場合、または2年次以降の採用や在学中の辞退のため貸与期間と在学期間が異なる場合は、特に注意が必要です。

1. 学位論文その他の研究論文 ※2019年度以降博士後期課程第一種奨学金採用者は原則必須

学位論文、論文誌等への投稿論文、学会等における発表が該当します。

【証明書類】 学位論文(論文概要又は論文要旨)、投稿論文の別刷、学会の日程・梗概集など

2. 特定の課題についての研究の成果

修士課程の学生で、修士論文提出の代わりにある特定の課題について研究をし、修士修了を認められた場合に該当します。修士論文を提出した学生、専門職学位課程及び博士後期課程の学生には該当しません。

【証明書類】 教授会に提出した研究成果の概要、研究成果報告書など

3. 著書、データベースその他の著作物

上記1. 2. 以外の研究成果で、著作物での分担執筆、データベースの構築などの場合が該当します。

【証明書類】 申請者本人の執筆部分、データベースが見られるウェブサイト画面など

4. 発明

申請者本人が発明者、または発明者の一人として特許申請した場合などに該当します。

【証明書類】 特許の譲渡にかかる権利書、特許出願書など

5. 授業科目の成績

単位を取得した科目において特に高成績と認められる場合に該当します。

【証明書類】 成績証明書、ある特定の科目で特に顕著な業績があった場合は、それを証明するもの

6. 研究又は教育に係る補助業務の実績

ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント等による補助業務が該当します。

※チューターは補助業務ではなく、支援業務のため不可。

【証明書類】 労働条件通知書など

7. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連する学外における教育研究活動の業績です。例えば建築系の学生が、発表会等で受賞する例が考えられます。専攻分野に関連しない、サークル活動等の実績は該当しません。

【証明書類】 表彰状など、受賞結果の確認できるもの

8. スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連する学外における教育研究活動の業績です。サークル活動等の実績は該当しません。

【証明書類】 表彰状など、受賞結果の確認できるもの

9. ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

専攻分野に関連する学外におけるボランティア活動(報酬が得たものを除く)、社会貢献活動が該当します。NPO 法人、地方自治体などによる活動への参加、一般社会への科学・技術の啓蒙活動などが該当します。

【証明書類】 パンフレット、活動報告書、議事録など

大学院博士後期課程第一種奨学生に係る採用時返還免除内定制度について

博士後期課程入学時に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。
申請方法等詳細は、機構から通知があり次第、対象者にご案内する予定です(12月下旬頃を予定しています)。

<対象者>

- 2019年度以降に博士後期課程に入学し、かつ、入学した年度中に第一種奨学生として採用された者
- ※申請可能な時期は、入学した年度に限ります。2年次以降に申請はできません。
- ※修士課程、専門職学位課程及び2018年度以前入学博士後期課程は対象外です。

<選考方法>

選考にあたっては、貸与期間終了時において、「特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度」に係る「業績評価の基準」に掲げる業績について十分な成果を挙げる見込みがある者を対象に、次の評価項目に基づき評価します。

- ・博士後期課程入試の結果
- ・修士課程の成績 等

<留意事項>

- ①申請しない方、申請したが内定者に採用されなかった方も、奨学金貸与終了年度に「特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度」に申請することができます。
- ②内定者は、次のいずれかに該当する場合は内定が取消されます。
 - ・日本学生支援機構が定める「停止」又は「廃止」に該当する場合
 - ・修業年限内で課程を修了できなくなった場合（学位を取得できなかった場合）※ただし次の場合を除きます
 - ・休学期間（長期欠席は除く）があつてそれに相当する期間、卒業（修了）期が延長した場合
 - ・災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由によるものであると大学が認めた場合
- ・貸与終了年度に「特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度」に申請しない場合

<お問い合わせ先>

所属キャンパスにより異なります。詳細は次のリンクを参照してください。

【日本学生支援機構奨学金担当窓口】

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/contact>

修士課程及び専門職学位課程内定制度について

令和5年度進学者以降、修士課程及び専門職学位課程向けに、この返還免除の内定制度が始まりました。

博士後期課程の内定制度と異なり、入学前に申請・審査され、経済条件なども第一種奨学金の家計基準とは別途設定があります。こちらの内定制度は、JASSOへ推薦する締切の都合で、大学院入学の前年度の秋の大学院予約採用で第一種奨学金申請時にのみ、申請を受け付けています。このため、秋入学者は内定制度には申請できないことご留意ください。

<留意事項>

- ①申請しない（できない）方、申請したが内定者に採用されなかった方も、奨学金貸与終了年度に「特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度」に申請することができます（「特に優れた業績による返還免除制度」の方が、推薦枠が多く設けられています（内定枠はおよそ5%、「特に優れた業績による返還免除制度」が内定枠とは別枠でおよそ30%））。
- ②内定者は、次のいずれかに該当する場合は内定が取消されます。
 - ・日本学生支援機構が定める「停止」又は「廃止」に該当する場合
 - ・修業年限内で課程を修了できなくなった場合（学位を取得できなかった場合）
 - ・貸与終了年度に「特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度」に申請しない場合